

兵庫県公報

平成19年2月23日 金曜日 第1852号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

	ページ
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○町営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	1
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	2
○河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	2
○昭和40年兵庫県告示第661号（江井港港湾隣接地域の指定）の改正（港湾課）	2
○昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（同）	3
○海岸保全区域の管理の決定（同）	4
○土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	4
○道路の位置指定（建築指導課）	5

告 示

兵庫県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年2月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年2月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	西池東池地区	平成19年2月23日から 同 年3月15日まで	篠山市役所
同 上	石才大池地区	同 上	丹波市役所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型） 小規模	カジリ池地区	同 上	同 上

兵庫県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、夢前町から変更協議のあった土地改良事業計画については、適当と決定したので、同条

第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事 業 名	地区名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
夢前町 (平成18年3月 26日における飾 磨郡夢前町)	基盤整備促進事業	神種地区	平成19年2月23日から 同 年3月15日まで	姫路市役所

兵庫県告示第183号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年2月23日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 岸田諸寄線	美方郡新温泉町石橋字丸山687番2から 同郡同町前字梨本648番4まで	旧	5.0から 31.0まで	248.0	
		新	8.0から 34.0まで	243.0	

兵庫県告示第184号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

平成19年2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称
二級河川夢前川水系水尾川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成19年2月23日
- 3 廃川敷地等の位置
姫路市今宿字北ヲ次1823番6
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地(河川管理施設を含む。)
数量 233.23平方メートル

兵庫県告示第185号

昭和40年兵庫県告示第661号(江井港港湾隣接地域の指定)を次のように改正する。

その関係図面は、兵庫県国土整備部土木局港湾課、淡路県民局国土整備部洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年2月23日

江井港港湾管理者

兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸 敏三

江井港港湾隣接地域を次のように改める。

江井港港湾隣接地域

イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、タ点、レ点、ソ点、ツ点、ネ点及びナ点を順次に結んだ線と水際線により囲まれた地域

注

イ点 ロ点から350度に引いた線と水際線との交点

ロ点 淡路市江井3295番地標柱（北緯34度28分5秒、東経134度49分40秒）から249度5分435.3メートルの点

ハ点 ロ点から82度230.0メートルの点

ニ点 ハ点から61度195.0メートルの点

ホ点 ニ点から192度100.0メートルの点

ヘ点 ホ点から253度140.0メートルの点

ト点 ヘ点から160度55.0メートルの点

チ点 チ点から117度95.0メートルの点

リ点 リ点から95度10.4メートルの点

ヌ点 リ点から184度27分54.1メートルの点

ル点 ル点から94度27分44.6メートルの点

ヲ点 ル点から4度27分53.7メートルの点

ワ点 ワ点から95度55.0メートルの点

カ点 カ点から5度210.0メートルの点

ヨ点 カ点から145度99.1メートルの点

タ点 ヨ点から96度32分79.8メートルの点

レ点 タ点から186度59分51.1メートルの点

ソ点 レ点から109度36分46.0メートルの点

ツ点 ソ点から102度195.0メートルの点

ネ点 ツ点から75度100.0メートルの点

ナ点 ナ点から7度に引いた線と水際線との交点

兵庫県告示第186号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年2月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

淡路沿岸の部江井港の款を次のように改める。

江井港 (淡路 市)	江 井	<p>イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、タ点、レ点、ソ点、ツ点、ネ点、ナ点及びラ点を順次に結んだ線及びイ点とラ点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ点 淡路市江井3295番地標柱（北緯34度28分5秒、東経134度49分40秒）から196度30.0メートルの点</p> <p>ロ点 イ点から192度100.0メートルの点</p> <p>ハ点 ロ点から253度140.0メートルの点</p> <p>ニ点 ハ点から160度55.0メートルの点</p>
------------------	-----	---

		<p>ホ点 ニ点から117度95.0メートルの点 ヘ点 ホ点から95度10.4メートルの点 ト点 ヘ点から184度27分54.1メートルの点 チ点 チ点から94度27分44.6メートルの点 リ点 リ点から4度27分53.7メートルの点 ヌ点 リ点から95度55.0メートルの点 ル点 ヌ点から5度210.0メートルの点 ヲ点 ル点から145度154.0メートルの点 ワ点 ヲ点から109度36分90.1メートルの点 カ点 ワ点から102度195.0メートルの点 ヨ点 カ点から75度100.0メートルの点 タ点 ヨ点から7度250.0メートルの点 レ点 タ点から273度56分469.3メートルの点 ソ点 レ点から250度80.0メートルの点 ツ点 ソ点から330度210.0メートルの点 ネ点 ツ点から240度45分396.9メートルの点 ナ点 ネ点から170度165.0メートルの点 ラ点 ナ点から82度230.0メートルの点 </p>
--	--	---

兵庫県告示第187号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項により、江井港の港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち江井港港湾管理者の長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

平成19年2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

淡路沿岸

海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	区 域 名
江井港	江 井		<p>イ点、ロ点、ハ点及びニ点を順次に結んだ線及びイ点とニ点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ点 淡路市江井3295番地標柱（北緯34度28分5秒、東経134度49分40秒）から139度59分190.8メートルの地点</p> <p>ロ点 イ点から145度54.9メートルの地点</p> <p>ハ点 ロ点から109度36分44.1メートルの地点</p> <p>ニ点 ハ点から6度59分51.1メートルの地点</p>

兵庫県告示第188号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、姫路市長から中播都市計画事業別所土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成19年2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第189号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成19年2月23日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年2月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H18淡路位置 0006号	19. 2. 8	淡路市久留麻字一本松73番2、90番1の一部	6.33 6.165 6.00	20.93 14.02 63.72